

平成 26 年 3 月 14 日

個人向け  
インターネットバンキング契約者 各位

広島県信用組合

インターネットバンキング  
振込手数料等の改定について

平素は広島県信用組合をご利用いただき有難うございます。

当組合は、平成 26 年 4 月 1 日から消費税法および印紙税法の一部が改正されることに伴い、インターネットバンキング振込手数料等を改定させていただきます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 改定日

平成 26 年 4 月 1 日（火）

2 改定後の手数料

(1)消費税の税率が 5%から 8%に引き上げられることに伴い、各種手数料につきまして新消費税 8%を適用させていただきます。

(2)印紙税法の一部改正により、「金銭又は有価証券の受取書」の印紙税の非課税範囲が 3 万円未満から 5 万円未満に拡大されることに伴い、現在、振込金額 3 万円で区分しております振込手数料を 5 万円区分に変更いたします。

※平成 26 年 4 月 1 日（火）以降の日を振込指定日とする予約扱いの振込は、改定後の振込手数料とさせていただきます。

お問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

